

## 補助金調書

補助金名	共同事業促進補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局産業振興部振興課 (TEL 441-3303)
交付先	団体	商店街, 事業者等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	第1期: 毎年度4月(26年度は4月30日(水)まで) ※上記以後は予算の範囲内で随時。		
(公募の場合) 応募要件	<b>【助成対象団体】</b> ・商店街等 ・商店街と共働し、その商店街を事業の実施場所として事業を行う団体 (NPO法人、公益社団法人等、商工会議所等、社会福祉法人、大学・短期大学等、生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、民間事業者(法人格を有しているものに限る)、その他市長が特に認める団体) ※商店街以外の団体の場合、事業実施場所となる商店街からの推薦が必要。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	2	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<b>【助成の目的】</b> 商店街等が行う少子化・高齢化等の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある事業又はNPO法人、民間事業者等の商店街以外の団体が商店街等と共働して、その商店街を事業の実施場所として行う同様の効果のある事業に対して、その対象経費の一部を助成します。 <b>【助成対象事業】</b> 次のいずれか若しくは複数の課題解決を図る事業。 (1)少子化・高齢化 (2)障がい者支援 (3)安全・安心 (4)地域資源活用・農商工連携 (5)環境 (6)買い物困難者(買い物弱者)支援 (7)その他、市長が特に重要と認める課題				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数		回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<b>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</b> ※アドバイザーの派遣 ・1助成団体あたり原則3回(事業計画の確立、事業実施途中、事業実施後) ※助成金の交付 ・助成金額 200万円程度(予算の範囲内) ・助成率 助成対象経費の2/3以下 ※助成回数は、1助成団体あたり、1事業に対し原則1回			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<b>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</b>				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	件	件	
	3,000 千円	0(110) 千円	千円	千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	名島商工連合会においてNPO法人と連携して商圏内の高齢者(主に高齢単身世帯)を対象に商店街への送迎事業と自宅への配送事業を無料で実施。				
補助金交付 による効果	商店街とNPO法人が連携して地域の社会課題(高齢化問題)に対応した取り組みが実現できたことでサービス受給者を初めとした地域住民からの反響が大きい。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。